

(6)

## 付3 調査票乙 様式

(表面)

(B5判)

昭和47年事業所統計調査 調査票乙 (サービス業用)								この調査票は裏面にあるサービス業事業所を調査員が確認し、その事業所のみについて調査します																																																
<b>○ 指定統計第2号</b>			昭和47年9月1日 総理府統計局						統計局記入欄																																															
市区町村コード			基本調査区番号			事業所番号		この調査票は、課税など統計以外の目的に使うことは絶対にありません																																																
1 事業所の名称 (正式な名称を記入する)								報告者氏名				電話																																												
2 事業所の所在地 都道府県 郡 村								市区町丁番地				(ビル番号)																																												
3 常雇の雇用者数 および給与額			昭和47年8月に給与を支給した常雇の雇用者数および8月中に支給した給与額について記入する																																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">常雇の雇用者数</td> <td colspan="3">(1) 現金給与支給額</td> <td colspan="3">(2) きまとて支給する給与額</td> <td colspan="3">(3) 特別に支給した給与額</td> <td colspan="3">現物で支給した食料の基準額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>千円</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>千円</td> <td>百万</td> <td>十万</td> <td>万</td> <td>千円</td> </tr> </table>			常雇の雇用者数			(1) 現金給与支給額			(2) きまとて支給する給与額			(3) 特別に支給した給与額			現物で支給した食料の基準額					A	百万	十万	万	千円	百万	十万	万	千円	百万	十万	万	千円	<table border="1"> <tr><td>1 収入なし</td><td>5 500万円～ 999万円</td><td>9 1億円～ 2億9,999万円</td></tr> <tr><td>2 100万円未満</td><td>6 1,000万円～2,999万円</td><td>10 3億円～4億9,999万円</td></tr> <tr><td>3 100万円～299万円</td><td>7 3,000万円～4,999万円</td><td>11 5億円～9億9,999万円</td></tr> <tr><td>4 300万円～499万円</td><td>8 5,000万円～9,999万円</td><td>12 10億円以上( )</td></tr> </table>												1 収入なし	5 500万円～ 999万円	9 1億円～ 2億9,999万円	2 100万円未満	6 1,000万円～2,999万円	10 3億円～4億9,999万円	3 100万円～299万円	7 3,000万円～4,999万円	11 5億円～9億9,999万円	4 300万円～499万円	8 5,000万円～9,999万円	12 10億円以上( )
常雇の雇用者数			(1) 現金給与支給額			(2) きまとて支給する給与額			(3) 特別に支給した給与額			現物で支給した食料の基準額																																												
		A	百万	十万	万	千円	百万	十万	万	千円	百万	十万	万	千円																																										
1 収入なし	5 500万円～ 999万円	9 1億円～ 2億9,999万円																																																						
2 100万円未満	6 1,000万円～2,999万円	10 3億円～4億9,999万円																																																						
3 100万円～299万円	7 3,000万円～4,999万円	11 5億円～9億9,999万円																																																						
4 300万円～499万円	8 5,000万円～9,999万円	12 10億円以上( )																																																						
4 最近の1年間の総売上高			<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業所の最近の1年間(最も近い決算期)の総売上高についてあてはまる番号を○でかこむ</li> <li>総売上高とは、人件費などの営業経費を差引く前の総収入額をいう</li> <li>「12」を○でかこんだ場合は、実額を記入する</li> <li>本店一括経理などで、この事業所で収支経理を行なっていない場合は、備考欄にその旨記入する</li> </ul>																																																					
備考			※印は市区町村記入欄																																																					
			調査員印																																																					

(裏面)

(B5判)

### ◆この調査票乙(サービス業用)に記入するサービス業事業所 [例示]

(調査員は、調査区を巡回し、以下に示すようなサービス業事業所については、調査票甲のはか  
この調査票乙を作成してください。)

#### ○物品販賣業

リース業、建設機械・事務機械販賣業、レンタカー業、ドライブクラブ、貸ボート業、貸自転車業など

#### ○旅館、その他の宿泊所

旅館、ホテル、国民宿舎、簡易宿泊所、下宿屋、共済組合宿泊所、保養所、会社の寄宿舎など

#### ○洗たく・理容・浴場業

洗たく屋、クリーニング店、洗張業、染物店、理髪店、美容院、銭湯、トルコ風呂、サウナ風呂など

#### ○写真業、衣服裁縫業など

写真撮影業、D·P·E業、衣服修理業、衣服裁縫業(材料個人持ちのもの)、裁縫屋、荷物預り所、自転車預り所、めん類販賣業、古錦打直し業など

#### ○映画業、娯楽業

映画撮影所、映画配給会社、映画館、劇場、興行場、興行団、競輪場、競馬場、運動場、ゴルフ場、遊園地、ボウリング場、マージャン荘、基会所など

#### ○自動車整備および駐車場業

自動車修理業、自動車整備業、自動車タイヤ修理業、ガレージ業、自動車車庫業など

#### ○修理業など (修理を専業としている事業所のみ調査し、他の産業(製造業、小売業)と修理業を行なっている事業所は調査しません)

機械修理工業、テレビ修理業、家具修理業、農器具修理業、表具業、時計修理業、自転車修理業など

[ここに掲げたサービス業事業所は、例示ですので、調査員の方は、この例示を参考にして、  
これに類する事業所をサービス業事業所として調査してください]